

京都市告示第 234号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から14日間一般の縦覧に供します。

平成17年6月3日

京都市長 榎 本 頼 兼

道路の種類 府 道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
京都京北線	左京区鞍馬二ノ瀬町499番地の1地先から	旧	メートル 190.40	3.60 ~メートル 9.25
	同町500番地の1地先まで	新	190.40	6.30 ~ 31.00
伏見港京都停車場線	伏見区三栖向町779番地の1地先から	旧	94.80	8.80 ~ 10.90
	同区東浜南町697番地地先まで	新	94.80	9.65 ~ 11.70

(建設局道路部道路明示課)